

燃料油価格激変緩和対策事業について

令和6年（2024）12月

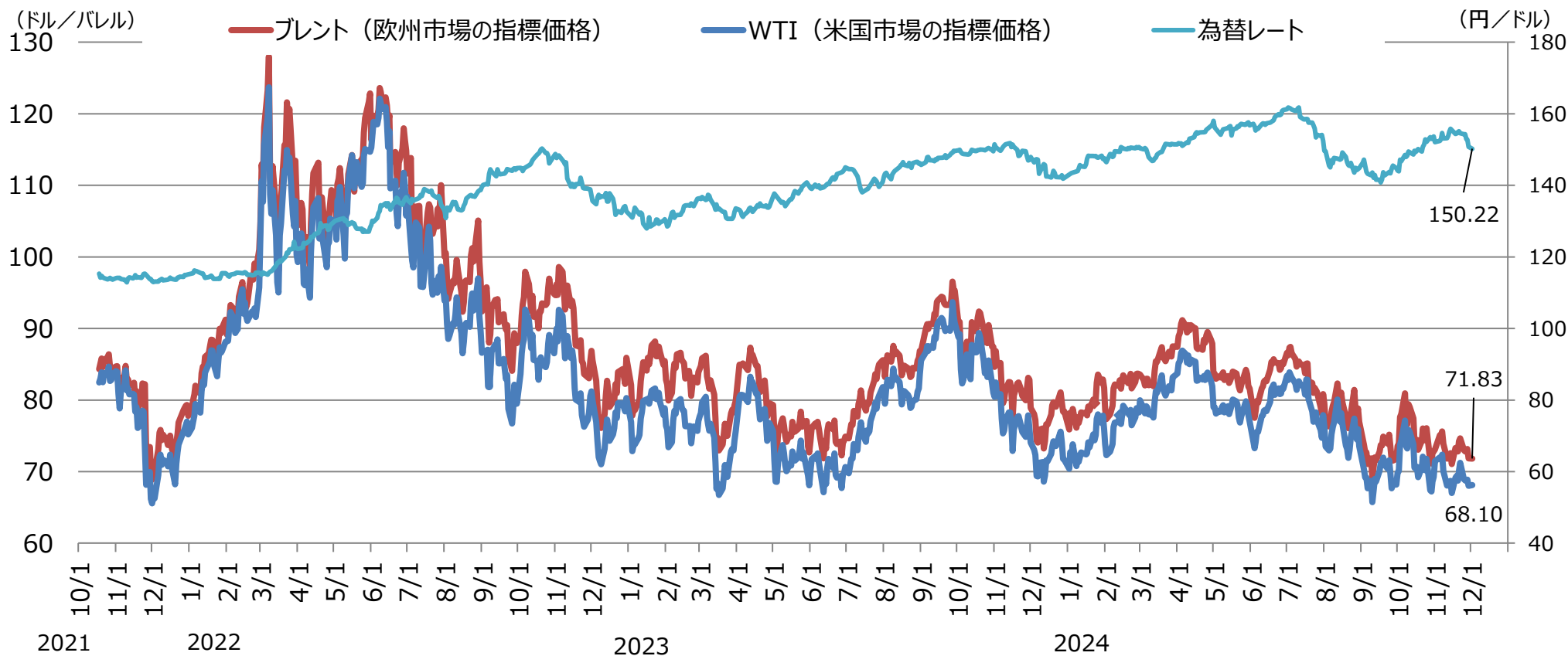
資源エネルギー庁 資源・燃料部

燃料流通政策室

最近の原油価格動向

- サウジアラビア及びロシアが自主的供給削減を2023年末まで延長することを表明したことや、イスラエル・パレスチナ情勢を受けて、原油価格は一時上昇。
- 足元の原油価格は、引き続き、中東やロシア・ウクライナ情勢に伴う地政学リスクへの懸念がある一方で、米国経済の減速懸念もあり、ブレント価格で70ドル台で推移。

2021年後半からの原油価格の動向



ガソリン全国平均価格の推移

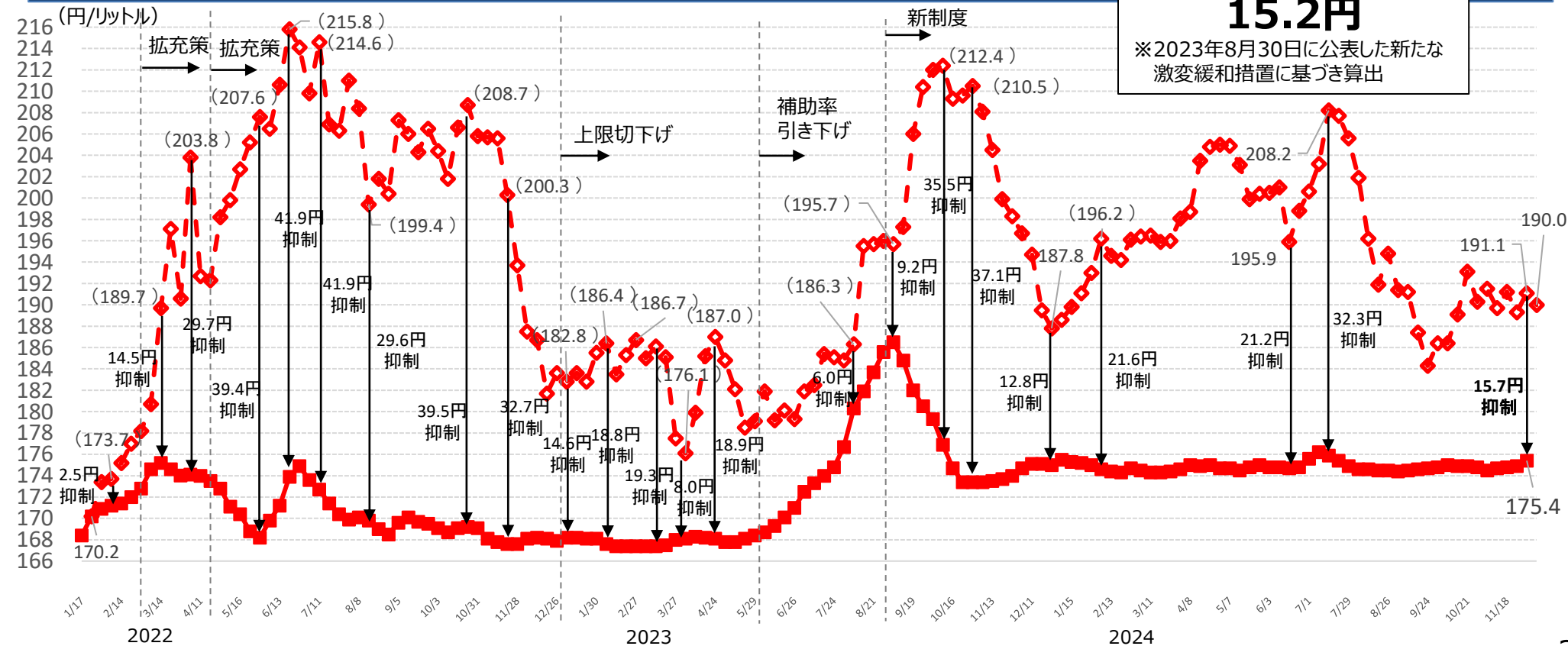
- 2022年10月の経済対策の記載では、「来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、**来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する**」こととしていた。
- これに基づき、2023年6月以降、補助を段階的に縮減してきたが、夏の産油国の自主減産が本格化し、為替動向も相まって、**ガソリン全国平均価格は、過去最高（2008年8月以来）となる全国平均価格185.1円を超過**。
- 2023年9月7日から新たな措置を実施し、**ガソリン全国平均価格は175.4円/L(2024年12月2日時点)まで低下**。

レギュラーガソリン・全国平均価格

12月5日～12月11日の支給額

15.2円

※2023年8月30日に公表した新たな
激変緩和措置に基づき算出



国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 令和6年11月22日（抜粋）

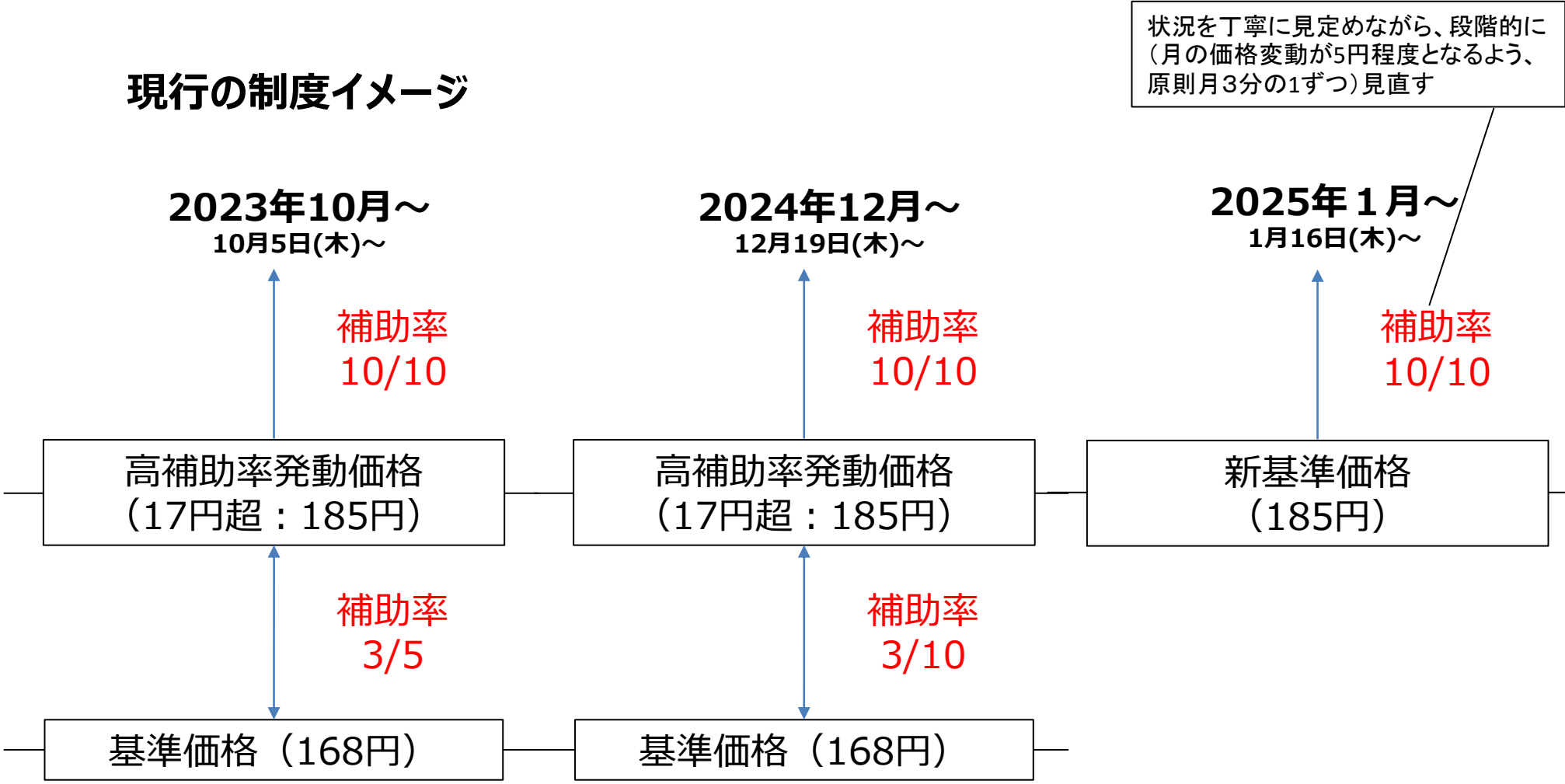
＜燃料油＞

2050年のカーボンニュートラル実現を宣言している中、2022年1月に緊急措置として開始し、今なお継続している燃料油価格の激変緩和事業については、本経済対策策定後の12月から、出口に向けて段階的に対応する。

※ 具体的には、12月から基準価格（168円）と高補助率発動価格（185円）の間の補助率を月10分の3ずつ見直し、その後、状況を丁寧に見定めながら、185円を上回る価格に対する補助率を段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則月3分の1ずつ）見直す。その上で、燃油価格の急騰への備えとして、国民生活への急激な影響を緩和するための対応の在り方について、引き続き検討する。

燃料油激変緩和：段階的な対応に係るイメージ

現行の制度イメージ



重点支援地方交付金による対応

- エネルギーコストを含めた物価高対策については、**燃料油価格激変緩和事業による一律支援のみならず、低所得者向け給付金や、重点支援地方交付金をあわせた、総合的な対応を講じる。**
- 推奨事業メニュー（0.6兆円）には、厳冬期を迎えることを念頭に、**灯油支援を新たに追加。**

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ.低所得世帯支援枠（0.5兆円）

- 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー（0.6兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、子ども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

（参考）国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日）・抜粋

第2節 物価高の克服

～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～

◎（１）物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援

特に物価高の影響を受ける低所得者に対し、迅速に支援を届ける。2023年度から地方公共団体が行ってきた物価高対策を支援するための「重点支援地方交付金」のうち「低所得世帯支援枠」について、低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として、給付金の支援を行う。また、住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算する。

この趣旨、内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

◎（２）地域の実情等に応じた物価高対策の推進

地方創生臨時交付金のうち「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やＬＰガス使用世帯への給付等の支援を、
- ・事業者については、特別高圧やＬＰガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を、それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、「重点支援地方交付金」の更なる追加を行う。その際、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。7

(参考) 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	2022年 1月27日 ～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日 ～ 9月末	～12月末	2023年1月～2024年12月			2024年12月以降	
					2023年 1月～5月	2023年 6月以降	2023年 9月以降		
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 ※補助上限を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化 ※25円以下の部分は、補助率を2週ごとに1/10ずつ引き下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ	17円超の部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率3/5 ※流通の混乱を防ぐ観点から、9月の補助率は3/10とし、10月以降は補助率を3/5とする	17円超の185円を上回る部分は全額補助とし、17円以下の部分は補助率を毎月3/10ずつ引き下げ 〔 2024年12月19日～ 補助率3/10 2025年1月16日～ 補助率ゼロ 〕 ※185円を上回る部分の補助率は、状況を丁寧に見定めながら段階的に（月の価格変動が5円程度となるよう、原則月1/3ずつ）見直す。	
基準価格	170円 （4週ごとに1円切り上げ）	172円	168円						185円 （1月16日以降）
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料						
予算	令和3年度補正予算等：893億円 令和3年度一般予備費等：3,580億円		令和4年度一般予備費：2,774億円 令和4年度補正予算：1兆1,655億円	令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費：1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円 令和5年度補正予算：1,532億円 令和6年度原油価格・物価高騰対策及び賃上促進環境整備対応予備費：7,730億円			令和6年度補正予算：1兆324億円	
累計予算額：8兆1,719億円									

(参考) 主要国のガソリン価格高騰対策

- 英国を除きG7主要国のガソリン価格高騰対策は、既に終了済み。

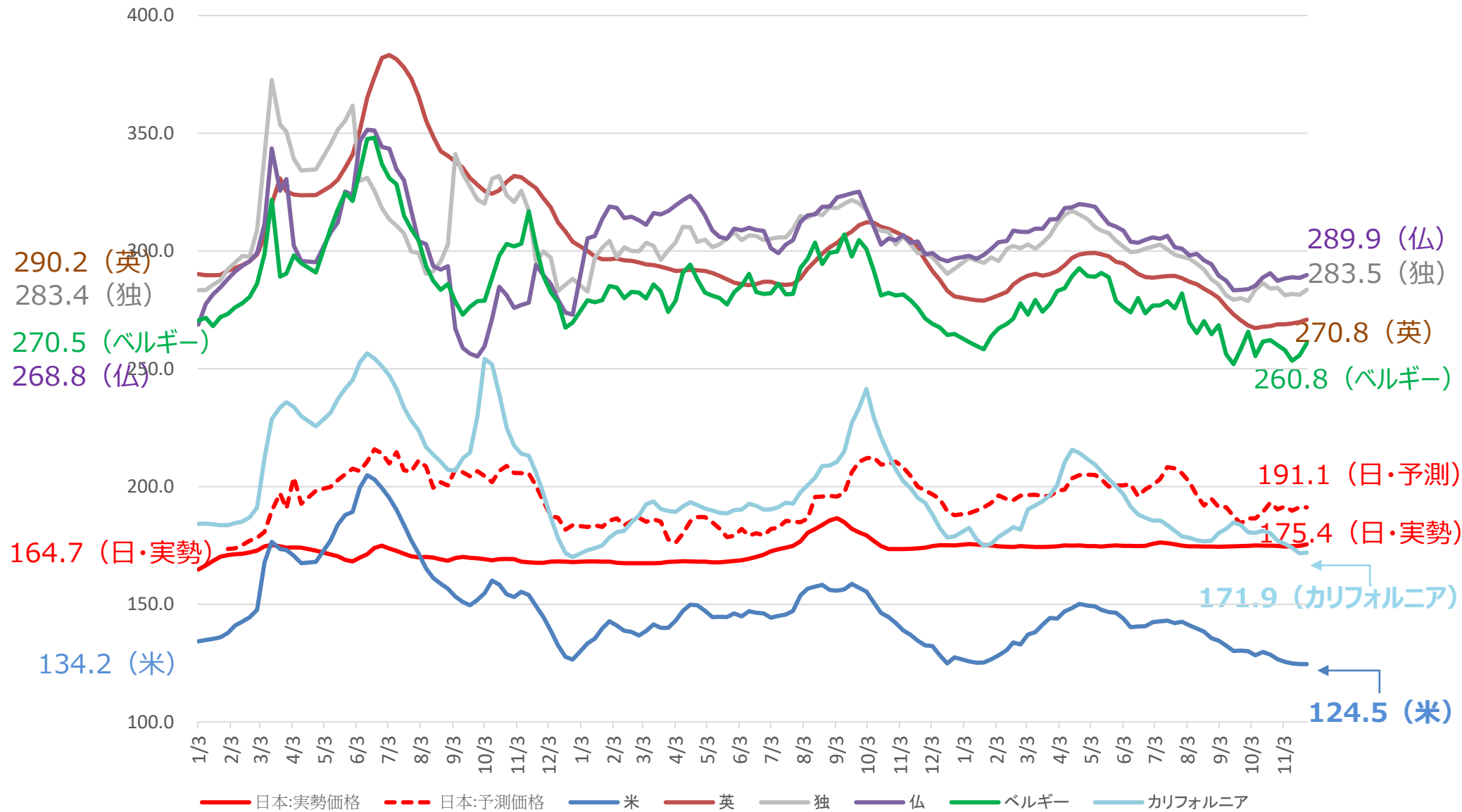
		支援策	支援額、税控除	期間
米国	全体	・ 連邦ガソリン税一時停止	・ 18.4セント/ガロン (6.9円/ℓ)	・ アイデアのみで断念
	メリーランド、ジョージア、コネチカット、ニューヨーク州等	・ ガソリン税等の一時停止	・ 20-30セント/ガロン (10円/ℓ 程度)	・ 2022/4～12月 → 予定通り終了済
フランス		・ 燃料価格の引き下げ	・ 10ユーロセント/ℓ (約15円/ℓ)	・ 2022/4/1～12/31 → 予定通り終了済
イタリア		・ 物品税の引き下げ	・ 30.5ユーロセント/ℓ (約48円/ℓ)	・ 2022/3/22～12/31 → 予定通り終了済
ドイツ		・ 燃料税の引き下げ	・ 30ユーロセント/ℓ (約47円/ℓ)	・ 2022/6/1～8/31 → 予定通り終了済
英国		・ 燃料税の引き下げ	・ 5ペンス/ℓ (約9.3円/ℓ)	・ 2022/3/23～1年間 →2025/3まで延長※

※英国は、G7各国で最も高いインフレ率 (8.7% (2023/5))

※円レート：1ドル＝141.9円、1ポンド185.2円、1ユーロ＝156.8円 (2023/7/31)

日米欧ガソリン価格比較 11月25日時点調査

(円)



(参考) G7での「化石燃料補助金」の扱い

- 2023年5月のG7広島首脳コミュニケにおいて、「非効率な化石燃料補助金を・・・廃止する」という方向性が再確認されている。
- また、2023年12月13日、COP28 で初めて実施されたグローバル・ストックテイク（GST）（※）の決定文書が採択され、「非効率な化石燃料補助金のフェーズアウト」が盛り込まれた。

※5年に一度実施されるパリ協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況の評価

広島・G7首脳コミュニケ（2023年5月）抜粋

我々は、世界規模での取組の一環として、・・・遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させるという我々のコミットメントを強調し、他国に対して我々と共に同様の行動を取ることを呼びかける。

我々は、非効率な化石燃料補助金を2025年又はそれ以前に廃止するというコミットメントを再確認し、全ての国々に同様に取り組むよう従前呼びかけたことを再確認する。

第28回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP28）グローバル・ストックテイク決定文書

- パリ協定と各国の異なる状況、道筋、アプローチを認識した上で、次の世界全体の取組を推し進めることを呼びかける：
 - エネルギー貧困または公正な移行に対応しない非効率な化石燃料補助金のフェーズアウト